

# 『大乘三論大義鈔』の著者玄叡について

平 井 俊 榮

『大乘三論大義鈔』四卷(大正蔵七〇)は、南都西大寺の三論宗沙門玄叡の主著である。著者の玄叡の事績については、詳しいことはほとんど知られていない。わずかに『本朝高僧伝』巻第五所載の伝記に、

(一)はじめ大安寺にあって安澄(七六三―八一四)にしたがって三論を学び、のち西大寺に住して名声大いに顯われた。

(二)天長四年(八二七)禁中で薬師佛像を慶讃して、四日八座にわたって各宗教義の講演がなされた折、唐招提寺の豊安、元興寺の載栄(歳栄の誤り)、東寺の空海、西大寺の泰演、興福寺の明福などの諸大徳とともに講主に列し、薬師寺の仲継、西大寺の実敏、東大寺の道雄など二十人が聴衆となったが、玄叡は辞義豊麗で、もっとも天聴にかなった。

(三)嘗つて嵯峨天皇の代(八〇九―八二三)に詔を奉じて「三論大義鈔」三卷(四卷の誤り)を撰し、天覧に供した。<sup>(1)</sup>

と記録されているだけである。生卒年代さえも明らかでない。しかし、興福寺本『僧綱補任』によると、玄叡は淳和天

『大乘三論大義鈔』の著者玄叡について(平 井)

皇の天長三年(八二六)九月十五日に権律師に任ぜられ、さらに禁中における各宗の講演のあった天長四年五月二十八日には、律師に任ぜられて、仁明天皇の承和七年(八四〇)某月某日入滅したと記録されている。<sup>(2)</sup>この他、凝然(一二四〇―一三二二)の『三国仏法伝通縁起』をはじめ、数書に断片的に關説せられているが、その伝記の主要な点は、略この二書に尽きているといってもよい。ただし、後者については、玄叡の寂年が記録されている唯一の書で、しかも、その卒年に関する説としては後述するように妥当なものであるが、他に寂年を記す類書が見られないところから、今は無条件で信憑することは差し控え、前者に記録された三つの主要な事績を中心に、玄叡の伝記についてさらに詳しく検討を加えてみたいと思ふ。

一

(一)『本朝高僧伝』には、玄叡は大安寺の安澄に師事して三論を学んだと明記されているが、『諸嗣宗脈記』(享保三年刊本)の三論宗系統図では、

吉蔵—慧灌—福亮—智蔵—道慈—善議—安澄—実敏—玄叡  
という次第に記録されている。この『諸嗣宗脈記』と成立年時の前後関係は定かでないが、鳳潭(一六五四—一七三八)が元禄十四年(一七〇二)に撰述した『頭書三論玄義』所収の「三論源流」にも

(前略) —道慈—善議—安澄—実敏—玄叡

という相承の系譜が記されている。つまり、これらの三論宗系統図に拠る限り、玄叡は安澄に三論を詔受したのではなく、実敏の門に出たことになる。『諸嗣宗脈記』が何に拠ったのか今は不明であるが、すでに凝然(一二四〇—一三二二)の名著『三国仏法伝通縁起』巻中の「三論宗」の項にも、

(前略) 道慈は三論の法義を善議に授け、善議は法を安澄、勤操に授く。西大寺の実敏大僧都は法を安澄大徳に受け、即ちこれを彼の寺に弘む。西大寺の三論宗は実敏の弘むる所なり。これより已後、彼の寺に三論を学ぶ名哲踵を継ぎ、横堅に弘通す。弘仁聖代に玄叡律師三論大義抄四巻を製し、勅詔を奉じてこれを造る。<sup>(3)</sup>

とあり、凝然は西大寺流三論宗の祖として実敏を高く評価

し、玄叡はその門下に輩出した名哲の一人であるかのように記している。『本朝高僧伝』は師蛮(一六二六—一七二〇)が元禄十五年(一七〇二)に撰述したもので、凝然の『三国仏法伝通縁起』よりおくれることおよそ四百年後の成立である。したがって、史料価値としては凝然の説の方がはるかに古いのであるが、凝然は、玄叡の生卒年代が不詳であるところから、また『三国仏法伝通縁起』の通史としての性格からも、玄叡と実敏の関係については殊更吟味を加えることなく、前述のような曖昧な記録を残したものと思われる。『諸嗣宗脈記』の断定的な記録がこれにさらに拍車をかけることになって、後世を惑わすことになったのである。例えば、近代においても、大正七年(一九一八)に刊行された『仏教大系』本の「大乘三論大義鈔解題」の中で、今津洪嶽氏は特にこの点にふれて、「按ずるに叡と敏とは、若し其の世寿年代を以て判ずれば、叡は敏よりも稍や先輩たるものの如く、即ち諸嗣宗脈記の説は依用すべからざるに似たり。後日の研鑽を期する処なり」と述べて、学者の注意を喚起している。ところが、戦後この『仏教大系』本をも参照し、『大正蔵経』七〇巻所収の『大乘三論大義鈔』を底本としてこれを国訳した羽溪了諦氏は、その「解題」の中で、「本鈔の著者玄叡も、多少疑問を挿む余地はあるけれども、伝説に随う限り実敏の門下であつたらしい。但し、本朝高僧伝巻第五における玄叡の伝に

よると、彼れは『安澄に随ふて、大安寺に在り、空論に通達す。西大寺を補す。』と記されているから、恐らく玄叡は俱に西大寺に住していた実敏を通じて、その師安澄に面授し、その学徳に帰依していたのであろう。」と述べて、むしろ『三國仏法伝通縁起』や『諸嗣宗脈記』の伝統説を採用し、『本朝高僧伝』の「玄叡伝」に述べるところは単に参考意見にとどめ、玄叡が安澄によって三論を諳受したとしても、それは同じく西大寺に住した実敏を通じて安澄に面授したものともなしている。すなわち、玄叡と実敏の関係について、羽溪氏は今津氏とは反対の見解を表明しているのである。

玄叡と実敏が、ともに大安寺の安澄に随つて三論を学んだことは、後述するように、恐らく事実であろう。大正九年（一九一九）に出た前田慧雲氏の『三論宗綱要』をはじめ、今日世にある日本三論宗に関する解説書の類では、一般に、安澄の門に玄叡・実敏が出て、俱に西大寺に拠つて三論宗を興したというのが通説で、玄叡と実敏は、つねに安澄門下として並び称されている。が、両者の具体的な関係となると、今津氏と羽溪氏のように、対蹠的な見解に分れたまま決着を見ているのである。

(二)玄叡の伝については不明な点が多いが、実敏の伝は比較的詳しく伝承されている。虎関師鍊（一二七八—一三四六）が、元亨二年（一二三二）に撰した『元亨釈書』巻第三の「釈実敏

伝」によると、実敏（七八八—八五六）は俗姓は物部氏、尾州愛知郡の人で、延暦七年（七八八）に生れ、斉衡三年（八五六）六十九歳で示寂したことになっている。そして、今問題とする玄叡との関係については、次のように述べている。

（前略）年十三にして、伯父の中安法師に従つて京に入る。安は敏の幼聡なるを以て玄叡法師に付す。叡、其の法器を称え、摩頂（4）誨誘す。

つまり、実敏は十三歳の幼少の折、伯父の中安法師に連れられて玄叡に預けられたが、玄叡は実敏の頭をなでながらこれを教え導いた（摩頂誨誘）というのである。しかも、『元亨釈書』には実敏と安澄の関係については、何ら記載がない。師鍊（一二七八—一三四六）は凝然（一二四〇—一三三二）と略同時代人で、凝然よりおよそ三十年余り後代の人であるが、明らかに凝然とは異なった「玄叡伝」を記録しているのである。これが師蛮（一六二六—一七二〇）の『本朝高僧伝』の「実敏伝」になると、『元亨釈書』の記述と大綱において相違はないが、『元亨釈書』にはないより詳細な実敏の事績が付け加えられている。その一つが安澄との関係である。すなわち、前述した『元亨釈書』の「実敏伝」に相当する部分を、師蛮は、

（前略）佩鱗の歳、伯父の中安法師に随つて平安城に入る。就いて経論を読むに強記功倍なり。安、英物なるを知り、攜えて玄叡

に付す。睿、また称褒し、安澄、師に属す。二師の室に侍して、審問、饌す。<sup>(5)</sup>

と述べている。ここでは明らかに、実敏が玄叡と安澄の二師に師事したといっているのである。しかし、実敏が伯父の中安法師に随って最初玄叡の門に投じたという点では、両者とも変りはなく、ただ後者にあつては、玄叡がさらに実敏を安澄に依属したと付加されているだけである。また、実敏が玄叡に入門した時期については、前者に十三歳の時と明記されていたのが、後者では「佩觿の歳」となっている。しかし、觿を佩びるとは童子のことで、觿年は未成年を意味するのであるから、奈良・平安時代の男子の元服年齢が十二歳以上、十五・六歳までであることを考えれば、これも問題とするには及ばない。実敏（七八八―八五六）が十三歳のとき、玄叡が何歳であつたか不明であるが、安澄（七六三―八一四）は三十八歳でまだ存命中である。したがって、当然、安澄と玄叡の関係から推して、実敏が安澄に面接し教えを受ける機会があつたことは確かであろう。しかし、『本朝高僧伝』の「玄叡伝」と「実敏伝」、ならびに『元亨釈書』の「実敏伝」の三者を総合して見た限りでは、仮に玄叡・実敏の二人とも安澄に随って三論を受けたとしても、羽溪氏のいうように「実敏を通じて玄叡が安澄に面授した」のではなく、逆に、当初玄叡の門に投じた実敏が、玄叡によって安澄に師事すること

になつたというのが事の真相であろうことは、容易に予測されることである。この両者の関係を、さらに『本朝高僧伝』の記す、玄叡の第二の事績とからめて別の角度から見てもよい。

## 二

(一) 今日、記録に残っている玄叡の主要な事績の一つは、淳和天皇の天長四年（八二七）に禁中で講説していることである。

このことは一緒に講主となつた他宗の大徳の伝記からも確認されることである。すなわち法相宗の興福寺沙門明福の伝にも、

天長四年秋九月、帝は諸高德を召し、宮に就いて開会し、講法慶讚す。福、講位に預り、塵を揮つて御に近づく。<sup>(6)</sup>

とあつて、この宮中の講会が天長四年（八二七）であつたことは確実である。前述したように、このとき実敏は、薬師寺中継、西大寺寿遠、般若寺真円、海印寺道雄等と一緒に聴法衆の一人となつている。実敏四十歳のときである。玄叡の年齢は不詳であるが、同じく講主の榮に浴した他の五人の中で、年代の明らかな空海（七七三―八三五）や明福（七七八―八四八）の例で見ると、空海が五十五歳明福は五十歳である。また、年代は不詳であるが、同じく講主となつた西大寺の泰演は、その伝に

天下の義学敢えて之に敵するなし。唯、安澄のみ有りて、独り当に顧眄すべし。宮講に値う毎に、空有を抗論す。<sup>(7)</sup>

といわれた人で、「安澄伝」<sup>(8)</sup>にもこのことは見えている。安澄は弘仁三年（八一二）五十二歳で示寂しているので、若し存命であれば当時六十五歳である。多年の論敵であった泰演も、安澄より格段に若年であったとは考えられないから、やはり六十歳前後であったであろう。こうした他宗の諸主の年齢から推して、恐らく玄叡も五十歳を過ぎて相当の年輩であり、安澄なき後の三論宗を代表する長老であったと考えられる。前述した『僧綱補住』の記録に、玄叡が天長三年（八二六）元興寺の歳栄とともに新設の権律師に補せられ、この年の四月にはすでに律師に任ぜられていた点もこのことを裏付けている。（ちなみに、五十二歳で亡くなった安澄は一度も僧綱職についた記録が見られないということは、当時の僧綱職がある程度以上の年齢に達した長老であったことをうかがわせる。<sup>(9)</sup>）この天長四年の禁中講会における講主と随喜の聴法衆という関係から考えても、先に見た実敏が玄叡の門に投じたとき、玄叡が実敏の頭をなでながら教育指導したという『元亨釈書』の具体性を帯びた記述が首肯されるのである。つまり、玄叡と実敏の間には、師弟関係が成立するに充分な年齢の開きがあったということである。仮りに実敏が安澄に面授し、三論を学んだことがあったとしても、弘仁三年（八一二）安澄が示寂した

年には、実敏は二十五歳に過ぎず、その後の玄叡との交わりの方がはるかに長いのである。このように見えてくると、「安澄—実敏—玄叡」という相承を記録している『諸嗣宗脈記』や『三国仏法伝通縁起』の説が、間違いであるばかりでなく、安澄の門に玄叡・実敏の二人が輩出したと見る近年の学説もまた、間違いとは言えないが、両者の関係を正しく示すものではない。この点は『元亨釈書』や『本朝高僧伝』のいう「安澄—玄叡—実敏」という系譜を改めて確認して然るべきである。

(二)『本朝高僧伝』の「実敏伝」によれば、その後、実敏は承和五年（八三八）東大寺別当に任じ（実敏伝附記「東大寺別当次第」による）五年間その任に当たっている。のち西大寺に帰って盛んに空宗を説いた。承和九年（八四二）大極殿最勝会の講師に任じ、明年承和十年（八四三）には、律師より少僧都に転じたといっている。<sup>(10)</sup>この末尾の「明年従<sub>二</sub>律師<sub>一</sub>転<sub>三</sub>少僧都<sub>二</sub>」という記事は、すでに講師になっていた実敏が承和十年少僧都に栄転したかのように読み取れるが、これはどうやら誤りのようである。元興寺本『僧綱補任』によると、実敏は承和十年十一月九日律師に任じている。<sup>(11)</sup>少僧都になったのは、嘉祥元年（八四八）で、『僧綱補任』第一の嘉祥元年の項に「律師実敏（九月廿日<sub>一</sub>転<sub>二</sub>少僧都<sub>一</sub>）」と記録されている。承和九年（八四二）に「最勝会」の講師を勤めたと「実敏伝」は伝えているので、

恐らくその翌年にはじめて三綱の一つである律師に任じたとみるのが妥当であろう。何故ならば、「最勝会」は天長六年（八二九）はじめて薬師寺において修せられた法会で、興福寺の「維摩会」、宮中の「御斉会」とならぶ「三会」の一つであるが、承和元年（八三四）の宣旨以来、毎年十月の興福寺の「維摩会」の講師を勤めた者が、必らず明年正月大極殿「御斉会」の講師となり、さらに三月の薬師寺の「最勝会」においても講師となつて、この「三会」の講師を経た者が、その労によって僧綱に任せらるべきことが定められていたからである。<sup>(12)</sup>したがって、実敏が承和九年（八四二）に最勝会（実敏伝に「大極殿最勝会」とあるのは、「大極殿御斉会」と「薬師寺最勝会」の略記か、両者を混同した誤記であろう）の講師となり、その労によって、翌承和十年はじめて律師に任せられたことは明らかである。前述の『僧綱補任』承和十年の条に律師を列記するその末尾に「実敏<sup>(十一月九日任、三論宗、西大寺、已講券)</sup>とあるのはこの間の事情をよく物語っている。

ここで、実敏が三綱に補任せられた承和十年（八四三）という年代を考慮すると、玄叡の示寂の年が承和七年（八四〇）であったという、前に見た『僧綱補任』の記録は、かなり信憑性の高いものであるとできよう。当時、三綱の一つである律師の定員は六名であった。恐らく同じ西大寺派の三論宗を代表する者が二人までその撰に入るといふことはま

ず考えられない。そこで、八四〇年玄叡示寂の後を襲つて八四三年に実敏が三綱の職に補任せられたと考えるのが妥当だからである。『僧綱補任』の記録では、承和八年と九年の二年間律師の職は一人欠員のまま五人になっている。<sup>(13)</sup>そして同じ承和八年の記録の末に「講師実敏」の名が見えていること<sup>(14)</sup>は、承和元年の宣旨以来、「三会」の講師を経た後でなければ僧綱職につくことができないう規定によって、玄叡亡き後急拠実敏が講師に任じたことを意味するものであろう。「三会」の講師は最少限二年に渡るので、すでに見たように八四三年その労によって三綱職に補任せられた事実とも一致する。かくて、八四三年実敏の僧綱職（律師）補任の年時から逆算して、玄叡の八四〇年示寂説を首肯することができるのである。

実敏は、その後嘉祥三年（八五〇）の暮春、勅詔によって四宗の代表者を請じて官中清涼殿において「法華経」を講ぜしめたとき、三論宗を代表して詔を奉じている。<sup>(15)</sup>このときの四宗の代表は、華嚴宗の正義、天台宗の円修、法相宗の明詮の三師と実敏であった。<sup>(16)</sup>この講説もいわば各宗の代表による法戦で、後述するように、平安朝初期の南都仏教の教学的な復興を背景とする象徴的な出来事であったとみることができ。さらに、実敏は仁寿三年（八五三）大僧都に転じた。後世の三論宗史において、彼が常に「実敏僧都」の名でもって呼

ばれる所以である。師の玄叡が僧綱職の中では初階の律師の位階にとどまったのに対し、門下の実敏は大僧都にまで至り、僧綱の経歴が長かったために比較的その伝記が詳しく記録されたのに対し、玄叡の伝はその陰に隠れて伝えられることが少なかったと思われる。これがひいては後世玄叡が実敏の弟子であったかのような錯誤を生じ、混乱の源となったのである。実敏には『二諦義私記』二巻の著述があったことが伝えられ、最近、駒沢大学の伊藤隆寿氏によってその存在が確認せられている<sup>(17)</sup>。また、後世の伝承を物語るものとして、鎌倉時代の三論学者珍海（一〇九一—一一五二）もこれを依用した形跡がある<sup>(18)</sup>。

### 三

(一)玄叡の最大の業績は、『大乘三論大義鈔』四巻の撰述である。本書はいわゆる「天長勅撰六本宗書」の一つで、玄叡自身本書の巻頭に、

伏して惟れば、金輪陛下は道覆憐に膺って、徳動植に充ち、仁海隅に垂れて万機變理す。務めて三古を籠めて九流緝熙し、広く慧風を扇いで釈迦の門を紹ぎ、遠く油雲を布いて緇服の徒を救う。綸糸を戴降して、遺法を隆にし、緇徒を撫催して群宗風のごとく驚く。各々其の統を奏し、諸家雷動して僉な其の美を杭す。浄名竜樹の宗重ねて興り、弥勒天親の致再び隆なり。玄叡は三業慎むこと無く、四摂闕くること有り。猥に緇徒に齒わり虚しく宗声を

『大乘三論大義鈔』の著者玄叡について（平井）

叨にす。神慮暗劣にして、緇素を弁えること莫し。今先蹤に因循して、謹んで宗義を撰緝し、勅して四軸と成す。上は宗瓊を貫き、下は執磊を穿つ。号して大乘三論大義鈔と曰う<sup>(19)</sup>。と述べて、本書が勅詔を奉じて撰じたものであることを明記している。撰述の年代に関しては、本書には何らの記載がない。「天長勅撰六本宗書」とは、

- 1 真言宗空海の『秘密曼荼羅十住心論』十巻（これを簡単にしたもの）が『秘藏宝鑰』三巻
- 2 天台宗義真の『天台法華宗義集』一巻
- 3 律宗豊安の『戒律傳來記』三巻（具名は『戒律傳來宗旨問答』）
- 4 法相宗護命の『大乘法相研神章』五巻
- 5 華嚴宗普機の『華嚴宗一乘開心論』六巻
- 6 三論宗玄叡の『大乘三論大義鈔』四巻

の六宗の宗義書の総称であるが、これを「天長勅撰」と称するのは、護命（七五〇—八三四）の『大乘法相研神章』の自序に「于時天長七年歲次庚戌一建巳之月也<sup>(20)</sup>」という記述があるからである。しかし、撰述年時の記載があるのは護命の本書一本だけであって、他の五宗の宗義書にはこのような具体的な記録は一つもない。凝然は『律宗瓊鑑章』の中で豊安（一八四〇）の伝に、

安公は延暦十四年戒壇第四和上に任ず。天長六年己酉、詔を奉じて戒律記三巻を撰す。承和七年庚申九月十三日遷化<sup>(21)</sup>。と述べて、豊安の『戒律傳來記』の撰述が天長六年（八二九）

であったといっている。護命の「自序」に記すところと一年のずれがあるが、天長年中としている点は変りがない。後世俗に「天長勅撰の六本宗書」と称しているのは、こうした記録に基づいているのである。しかも史家によっては明らかに「六本宗書」の成立が天長七年（八三〇）であると記述しているのは、前述の護命の『大乘法相研神章』の「自序」に全面的に依拠しているからである。

ところで不可解なことは、前述の豊安の『戒律伝来記』に關しては天長六年の勅撰であると明言した凝然が、同じ「六本宗書」の一つである玄叡の『大乘三論大義鈔』に關しては、前にも見たように『三国仏法伝通縁起』巻中で、「弘仁聖代、玄叡律師製三論大義抄四卷奉勅詔造之」といつている点である。天長年間（八二四—八三三）は淳和天皇の御代であるが、弘仁年間（八一〇—八二三）というのは前代の嵯峨天皇の御代である。凝然はすでに玄叡と実敏の關係について極めてまぎらわしい記述、というよりは誤解に基づく見解を述べていたので、今度の場合も同様の過誤を犯したとみなすこともできよう。しかし、すでに凝然は、豊安の『戒律伝来記』については、天長六年成立という独自の見解を述べている以上、若し「六本宗書」が天長年間の或る時期における同時撰述であるならば、敢えてこのような誤りを犯すはずがないのである。その上、われわれが現に「玄叡伝」について問

題にしている『本朝高僧伝』の作者もまた、玄叡の主要な事績について天長四年の禁中講説の記述の後に、「嘗て嵯峨天皇の代に勅を奉じて『三論大義鈔』を撰し、天覧に供した」と述べている。師蛮は、玄叡と実敏の關係については、必ずしも凝然の説に従うことなく、虎関の『元亨釈書』の「実敏伝」と一致する記述をしていたのは既に見た通りである。若し凝然の説が明らかに誤解に基づく間違いであったとすれば、師蛮は、『三論大義鈔』の撰述年時に関しても無批判に凝然に追隨することはなかつたはずである。

(二) そもそも、「六本宗書」が天長七年に成立したとする現代の学説は、一に護命の『大乘法相研神章』の序に基づくことであるが、この護命の「自序」というのが曲者である。護命（七五〇—八三四）は、承和元年（八三四）八十五歳で示寂したが、天長七年（八三〇）に『研神章』五巻を撰述したとすれば、それは護命八十歳の時に相当する。これは「自序」に述べるところと一致している。<sup>(23)</sup>ところで、護命の伝記は『本朝高僧伝』巻第五に比較的詳細に記録されているが、その中の一節に、

（弘仁）六年壬辰、少僧都に任じ、明年大（僧都）に転ず。十四年癸卯、帝の詔を奉じて、研心章を作り、相宗を推挙す。<sup>(24)</sup>

とあって、明らかに師蛮は、本書の撰述が弘仁十四年（八二三）嵯峨天皇の勅詔によるものであったと記述している。こ



の「護命伝」のいう僧綱職の履歴は、元興寺本『僧綱補任』の記すところと完全に一致している。<sup>(25)</sup>このとき護命は年寿七十四歳であった。自ら撰述したものであるにせよ、主宰してこれを編著したものにせよ、大作を著述する年齢としては限界点に達していたと考えざるを得ない。事実、『本朝高僧伝』の「護命伝」は、このことを裏付けるかのように、これに直ぐ続いて、

衰老深きを以て、僧綱を辞さんことを表す。批答して許したまわす。命、潜かに城を出、梵釈寺、或いは山田寺に在りて白雲を高臥し、以て岑寂を楽しむ。(後略)<sup>(26)</sup>

とっている。つまり、護命は『研神章』を完成した後、深く体力の衰えを感じて、僧綱の職(大僧都)を辞して隠遁しよう<sup>(27)</sup>と決意し、勅許を待たずにこれを実行に移したのである。弘仁十四年は嵯峨天皇の崩御した年で、この年淳和天皇が即位して「天長」と改元された。『僧綱補任』の記録にも、この天長元年から天長三年に至るまで、如何なる僧綱職にも護命の名を留めていないのは、この間の経緯を物語るものであろう。しかし、淳和天皇もまた崇仏の志厚く、護命の学徳を惜しんで、勅使を隠遁先まで遣わして、余命を終るまで大僧都の従者の資を給することを約し、護命の再起を求めたのである。そこで、天命黙し難く、護命は意を翻じて、老軀を押して再出仕することとなったのである。その後、天長三年勅

を奉じて新薬師寺において薬師経を転読し、天長四年には僧正に任じている。また、この年の三月には、嵯峨天皇御筆の「金字法華経」を表装して、南北の碩学を請じて「法華経」を演説せしめたとき、勅命を奉じて講師となるなど、淳和天皇の寵を一身に膺受したのである。

このような師蛮の伝える護命の詳細な伝記から看取されることは、彼が勅命によって法相宗の宗要を述べた『研神章』五巻を撰述したのは、やはり嵯峨天皇の弘仁年中であったのではないかということである。たまたま、完成の年が、天皇の崩御の年でもあり、淳和天皇の天長の御代になって、改めて諸寺に勅し、再び各宗の宗要を上呈するようにとの御沙汰があったために、本書が上呈されたのではないかと思う。時間的にみても、天長七年という年時は護命が隠遁生活より再び僧綱職に復帰した三年後であり、天長七年に各宗の宗義書の奉納を求める詔勅があったことを疑うものではないが、それはむしろ嵯峨天皇の遺志を継承したものであったと考えられる。こうした事情の下に、護命八十歳の感懐を述べたのが前述の「自序」であり天長七年撰述説の唯一の証拠として後世に残ったのであろう。

(三)「天長六本宗書」に関して、実際に撰述の勅命が下されたのは嵯峨天皇の弘仁年中であったということ傍証するもう一つの例が、天台宗を代表して『天台宗義集』一巻を著わし

た義真(七八一—八三三)の伝記にも見られる。すなわち『本朝高僧伝』所載のその伝に、

弘仁十四年四月十四日、勅有り、根本中堂に於て始めて円頓大乘菩薩戒羯磨を行う。真を和上と為し受者十四人なり。是の歳、嵯峨天皇諸宗に詔して各一家の奥を述べしむ。護命は研心章を作つて相宗を褒め、空海は十住心論を著わして密教を讚め、真は天台宗義集を造る。<sup>(27)</sup>

と伝えている。ところで、この義真の『天台宗義集』撰述の由来について、師蛮が『本朝高僧伝』に伝えるところは、虎関が『元亨釈書』に述べたものと全く同じである。<sup>(28)</sup>したがって、たまたま『三論大義鈔』『法相研神鈔』『天台宗義集』三本の撰述年時が嵯峨天皇の弘仁年中(正確には後二者による弘仁十四年)であるとするのは、師蛮一人の説ではなくて、すでに鎌倉時代に虎関によって説かれたものを、師蛮が忠実に伝えていたことが知れるのである。

同じく勅詔によって真言宗の宗要を著わした空海(七七三—八三五)が、最初『秘密曼荼羅十住心論』十巻を撰したが、文義あまりに広博であったために、勅命によって再び『秘藏宝鑰』三巻の略論を製して奉献したこともよく知られている。空海の『十住心論』についても、製作年月を明記した文献がないため、古来種々の異説が流布した形跡があるが、<sup>(29)</sup>広略二論とも勅命によるものであったことは、<sup>(30)</sup>両論の記述によっても明らかである。しかし、広略二論とも天長七年という

同一年時の勅撰とは考えられず、両者の撰述年時には、かなりの期間の開きがあったと思わなくてはならない。天長七年というのは、他の五宗書も含めて最終的にこうした六宗の宗義書の出そろった一応の目安を示す年時であると考えるのが妥当ではなからうか。江戸元禄期の真言宗の学匠如実(一六九八—一七五五)が、寛延二年(一七四九)に撰述した『十住心論冠註』(明暦三年刊本)の中で、『十住心論』の製作年時に言及して、「勅詔是嵯峨御宇、造進乃淳和寿曆」と述べているのも、そうした意味で注目される。これはある意味では古来からの天長年中撰述説と弘仁年中撰述説を折衷した俗説とみなすこともできるが、「又旧説云」といつている点で、確かな根拠のある説とも受け取れる。護命の伝記から総合的に判断した『研神鈔』成立の年時や、義真の『天台宗義集』や玄叡の『三論大義鈔』の成立に関して、現存の資料がすべて嵯峨天皇の勅撰であると記録している点を考え合わせると、単に俗説として片づけることのできない問題を含んでいるように思われる。

いずれにしても、いわゆる「天長勅撰の六本宗書」というのは、空海の『十住心論』を除いてはあまり注目されることもなく、今日ほとんど研究されていないのである。そのため、これらの撰述年時に関しても、確かな考証吟味がなされることもなく、一応の通説がまかり通っているだけである。しか

し、これらの書は当時の日本の仏教学を代表する重要な論書<sup>(31)</sup>であって、ことに当時、真言・天台という平安朝に抬頭した新しい仏教に刺戟された、南都旧仏教の教学的復興を象徴する記念すべき成果であった。このとき法相宗とならんで南都仏教を代表したのが三論宗であり、玄叡の『大乘三論大義鈔』四巻は、まさにこうした時代的背景の下に、三論教学の宗要を示すものとして、嵯峨天皇の勅詔によって撰述され、さらには淳和天皇の勅詔によって、後世いわゆる「天長勅撰六本宗書」の一つとしてその地位を確立したものであろう。

〔註〕

- (1) 師蛮『本朝高僧伝』巻第五「和州西大寺沙門玄叡伝」「釈玄睿、随安澄、在大安寺、通達空論、補西大寺、英博名頭、天長四年丁未九月、禁中慶讚薬師仏像、四日八座講演教義、豊安、載栄、空海、泰演、明福、及睿等列于講主、中継、寿遠、実敏、真円、道雄等二十員、為聴法衆、公卿百僚嚴肅莅事、睿辞義豊、允当天聰、嵯峨帝代、嘗奉詔撰三論大義鈔三巻、以呈進焉」(大日本仏教全書、第六三巻、史伝部二、四八頁)
- (以下、大日本仏教全書は鈴木学術財団刊行の新版による。)
- (2) 『僧綱補任』巻第一(大日本仏教全書、第六五巻、史伝部四、九頁—一〇頁) 参照。

- (3) 『三國仏法伝通縁起』巻中「道慈授三論法義於善議、善議授法於安澄勸操、西大寺実敏大僧都受法於安澄大徳、即弘之彼寺、西大寺三論宗者、実敏所弘也、自爾已後彼寺学三論宗名哲継踵横堅弘通、弘仁聖代玄叡律師製三論大義抄四巻、奉勅

『大乘三論大義鈔』の著者玄叡について(平井)

詔造之」(大日本仏教全書、第六二巻、史伝部一、一三頁)

- (4) 『元亨釈書』巻第三釈実敏「年十三從伯父中安法師入京、安以敏幼聡付玄叡法師、叡称其法器、摩頂誨誘」(大日本仏教全書、第六二巻、史伝部一、八二頁)

- (5) 『本朝高僧伝』巻第五「和州西大寺沙門実敏伝」「佩觸之歳、隨伯父中安法師、入平安城、就読経論、強記功倍、安知英物、攜付玄叡、睿又称褒、属安澄師、侍二師室、審問鑿飪」(大日本仏教全書、第六三巻、史伝部二、五〇頁)

- (6) 同、巻第五、「和州興福寺沙門明福伝」に「天長四年秋九月、帝召諸高德、就宮開會講法慶讚、福預講位、揮塵近御」(大日本仏教全書、第六三巻、史伝部二、四九頁)とあり、また、同、巻第五「和州元興寺沙門施平伝」にも「天長四年淳和帝造薬師仏像、金書蓮華法曼荼羅、宮中設会供養慶讚、召空海、豊安、載栄、明福等、敷説法義」(四六頁)とあるを参照。

- (7) 同、巻第五「和州西大寺沙門泰演伝」に「天下義学無敢敵之、唯有安澄、独当顧眄、每值宮講、抗論空有」(大日本仏教全書、第六三巻、史伝部二、四六頁)

- (8) 同、巻第五「和州大安寺沙門安澄伝」に「敏捷天逸無出其右者、唯西大寺泰演法師、堪為匹敵、宮中講会、屢論空有」(大日本仏教全書、第六三巻、史伝部二、四五頁)

- (9) 弘仁十年(八一〇)前後の「律師」就任の平均年齢は六十一歳弱であったという報告がある。(富貴原章信『日本唯識思想史』二九五頁—二九六頁参照。)

- (10) 前掲註(5) 実敏伝の続「承和九年大極殿最勝会詔任講師、分決凝滯、毫毛必剖、聞其豎義、上嘉歎久、明年從律師転少

僧都」

- (11) 『僧綱補任』第一(大日本仏教全書、第六五卷、史伝部四、一〇頁)

- (12) 『三代実録』卷第二、貞観元年正月の条に「毎年十月興福寺維摩会、屈諸宗僧学業優長果五階者为講師、明年正月大極殿御齐会、以此僧为講師、三月薬師最勝会講師、亦同請之、經此三会講師者、依次任僧綱」(国史大系(普及版)『日本三代実録』前篇、一五頁)

- (13) 『僧綱補任』第一によると承和八年の三綱職は、「大僧都泰景、小僧都明福、実惠、律師仲継、延祥、善海、静安、長訓」で律師は五人で一人欠員になっている。末尾に「講師実敏三論宗、西大寺、尾張国愛知郡人、物部氏(生年五十四)」とあり、この年、三会の最初の講師となったことが分る。承和九年の三綱職は前年と変りなく、講師に新たに法相宗の寿広が任じている。(大日本仏教全書、第六五卷、史伝部四、一〇頁)

- (14) 前掲註(13) 参照。

- (15) 前掲註(5) 実敏伝の続「嘉祥三年暮春、詔請四宗法匠、講法華經於清涼殿、華嚴宗正義天台宗円修、法相宗明詮、以敏充三論宗」

- (16) 前掲註(15) 参照。また『本朝高僧伝』卷第六「和州元興寺沙門明詮伝」に「三年正月陞大極殿講師、二月帝設高座於清涼殿、請四宗碩徳、講金光明經、三論者実敏、華嚴者正義、天台者円修、法相者詮」(大日本仏教全書、第六三卷、史伝部二、五五頁)とあって、ここでは二月に「金光明經」の講説がなされたと記録されているので、前註「実敏伝」に暮

春(陰曆三月)に「法華經」を講ぜしめたといふのは別な機会であったかも知れない。いずれにしても四宗の碩徳の名前は一致している。

- (17) 伊藤隆寿氏が名古屋の「大須文庫」所蔵の三論関係の典籍中より発見したもので、同氏によれば『二諦義私記』二卷で実敏僧都の署名があるという。伊藤隆寿「大須文庫所蔵の三論宗典籍について」(『曹洞宗研究紀要』第九号)「実敏僧都の『二諦義私記』について」(『日本印度学仏教学研究』第二六卷、第一号) 参照。

- (18) 珍海『三論玄疏文義要』卷第三に「裏書云」として「二諦私記一卷、名義集不知作者、又別有実敏僧都私記一卷之」(大正蔵七〇、二四〇中)とあるを参照。

- (19) 『大乘三論大義鈔』卷第一「伏惟、金輪陛下、道膺覆憐、徳充動植、仁垂海隅、万機燮理、務籠三古、九流緝熙、広扇慧風、紹积迦門、遠布油雲、救緝服徒、戴降綸糸隆遺法、撫催緝徒、群宗風驚、各奏其統、諸家雷動、僉杭其美、浄名竜樹之宗重興、弥勒天親之致再隆、玄叡三業無愆、四摂有闕、猥齒緝徒、虚叨宗声、神慮暗劣、莫弁緝素、今因徇先蹤、謹撰緝宗義、勒成四軸、上貫宗瓊、下穿執磊、号曰大衆三論大義鈔焉」(大正蔵七〇、一一九下)

- (20) 護命『大乘法相研神章』序(日本大蔵経第六五卷、法相宗章疏四、一頁)(鈴木學術財団刊行新版)

- (21) 『律宗瓊鑑章』卷第六「安公延曆十四年任戒壇第四和上、天長六年已酉、奉詔撰戒律記三卷、承和七年庚申九月十三日遷化」(大日本仏教全書、第三〇卷、古宗部一、八頁)

(22) 辻善之助『日本仏教史』第一卷上世篇二五五頁参照。

(23) 前掲註(20)の「大乘法相研神章序」に「今我聖朝、普勅諸寺、令上宗要、護命幸遇昌運、久經道家、年齡八十、形神衰耄、雖爾親承勅旨、悅撫虛懷、謹上世界問答五卷、名曰大乘法相研神章」とあるを参照。

(24) 『本朝高僧伝』巻第五「和州元興寺沙門護命伝」「六年壬辰任少僧都、明年転大、十四年癸卯奉帝詔作研心章、推挙相宗」(大日本仏教全書、第六三卷、史伝部二、四七頁)

(25) 『僧綱補任』第一の弘仁六年の条に「少僧都 護命正月廿六日任少僧都 不<sub>レ</sub>經<sub>二</sub>律五月十日任少僧都 師<sub>一</sub>歟」とあり、また同七年の条に「小僧都護命任大僧都」とあり、『本朝高僧伝』の記すところと同じである。(大日本仏教全書、第六五卷、史伝部四、八頁)

(26) 前掲註(24)「護命伝」「以衰老深、表辞僧綱、批答不許、命潜出城、在梵积寺或山田寺、高臥白雲、以樂岑寂」

(27) 『本朝高僧伝』巻第五「江州延暦寺沙門義真伝」「弘仁十四年四月十四日、有敕於根本中堂始行円頓大乘菩薩戒羯磨、真為和上、受者十四人、是歲嵯峨天皇詔諸宗各述一家奥、護命作研心章、褒相宗、空海著十住心論、讚密教、真造天台宗義集」(大日本仏教全書、第六三卷、史伝部二、四六頁)

(28) 『元享釈書』巻第二「釈義真伝」「弘仁十四年四月十四日於根本中堂始行大乘菩薩戒羯磨、真為和上、時受者一十四人、上詔諸宗述奥旨、護命作研心章褒相宗、空海著十住心論贊密教、真造天台義集、世皆伝之」(大日本仏教全書、第六二卷、史伝部一、八〇頁)

(29) 『仏書解説大辞典』第九卷、一二二頁「秘密曼荼羅十住心論」

『大乘三論大義鈔』の著者玄叡について(平井)

の項参照。

(30) 『秘密曼荼羅十住心論』巻第一「奉天恩詔述秘義」(大正蔵七七、二〇三上)『秘蔵宝鑰』巻上「我今蒙詔撰十住頓越三妄入心真」(大正蔵七七、三六三中)

(31) 平川彰『仏教通史』第五章「平安仏教」(二一二頁)参照。